

公益社団法人全国市有物件災害共済会事務局設置規程

平成24年6月18日制定

平成26年5月16日一部改正

平成27年1月23日一部改正

平成28年5月16日一部改正

平成30年5月21日一部改正

令和3年2月1日一部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、定款第47条第3項の規定に基づき、公益社団法人全国市有物件災害共済会（以下「本会」という。）の事務局の設置及び運営に関する事項を定める。

(事務局)

第2条 事務局に総務部、財務部、業務部及び地区事務局を置く。

2 理事長は、必要があると認めるときは、前項の部又は地区事務局に課を、課に係を置くことができる。

3 部及び地区事務局の事務分掌は、別表第1のとおりとする。

4 地区事務局の名称、位置及び所管区域は、別表第2のとおりとする。

(職員等)

第3条 事務局に必要な職員(公益社団法人全国市有物件災害共済会職員就業規則第2条、公益社団法人全国市有物件災害共済会嘱託職員就業規則第2条及び臨時的採用職員取扱規程第2条に掲げる職員をいう。)を置く。

2 常務理事は、事務局の事務を統括し、所属職員を指揮監督する。

3 部に部長、課に課長、係に係長、地区事務局に地区事務局長を置き、第1項の職員をもって充てる。

4 理事長は、本会の重要事項を所管するため、必要と認めるときは、事務局に担当部長を置くことができ、第1項の職員をもって充てる。

5 常務理事は、本会の業務実態に応じて、必要と認めるときは、部及び地区事務局に担当部長、次長、担当次長、担当課長、担当課長代理、担当係長又は主任を、課に担当課長、課長代理、担当課長代理、担当係長又は主任を、係に担当係長又は主任を置くことができ、第1項の職員をもって充てる。

(職員の職務)

第4条 部長、担当部長及び地区事務局長は、常務理事の命を受けてそれぞれの部又は地区事務局の事務(担当部長にあつては、所管する事務)を掌理し、所属職員を指揮監督

する。

- 2 次長、担当次長、課長、担当課長、課長代理、担当課長代理、係長及び担当係長は、それぞれの上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 主任は、それぞれの上司の命を受けて担当事務を処理し、その円滑な推進を図る。
- 4 次長、担当次長、担当課長、課長代理、担当課長代理及び担当係長の事務分担は、常務理事の定めるところによる。この場合、次長又は担当次長に部長の、担当課長、課長代理又は担当課長代理に課長の、担当係長に係長の分掌事務をそれぞれ共管させ又はその一部を専管させることができる。
- 5 主任の事務分担は主管部長又は、地区事務局長が定めるところによる。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(細則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、公益社団法人全国市有物件災害共済会の設立の登記の日から施行する。

(設立の登記の日 平成24年11月1日)

附 則

この規程は、平成26年5月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年5月21日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

総務部

- (1) 入会、退会その他会員の異動に関する事。
- (2) 総会、理事会及び監事並びに役員に関する事。
- (3) 業務の進行管理及び事務改善に関する事。
- (4) 文書の收受、発送、浄書、保存に関する事。
- (5) 規程、内規、その他の起案文書の立案又は審査に関する事。
- (6) 公印の管理の総括に関する事。
- (7) 定款第39条第3項に基づく書類の備え置き（閲覧等を含む。）に関する事。
- (8) 事業一般の刊行物の刊行その他広報に関する事。
- (9) 情報公開に関する事。
- (10) 個人情報保護に関する事。
- (11) リスク管理に関する事。
- (12) コンプライアンス、公益通報制度その他内部統制に関する事。
- (13) 職員の採解、身分、給与、服務その他人事に関する事。
- (14) 職員の福利、厚生、教養に関する事。
- (15) 防災その他様々な都市機能の健全な維持発展に関する事業に関する事。財務部と共管とする。
- (16) 他の公的団体との連絡に関する事。
- (17) 他の部の所管に属しない事。

財務部

- (1) 予算の編成、管理及び決算に関する事。
- (2) 現金、預貯金、有価証券の出納、保管及び運用に関する事。
- (3) 地区事務局所管の収入、支出の審査及び経理事務の指導に関する事。
- (4) 経理関係帳簿、証ひょう書類等の整理保管に関する事。
- (5) 土地、建物その他の施設の取得、維持、管理及びこれに附随する事務に関する事。
- (6) 物品の調達、出納、保管に関する事。ただし、職員各自が保管する物品の保管を除く。
- (7) 財産管理台帳その他の帳簿の整理保管に関する事。

- (8) 日本都市センター会館の運営に関する事。
- (9) 消防・防災施設整備事業等資金融資事業に係る融資に関する事。
- (10) 防災その他様々な都市機能の健全な維持発展に関する事業に関する事。総務部と共管とする。

業務部

- (1) 事業に関する調査、企画、研究に関する事。
- (2) 事業に関する統計、資料の収集整理に関する事。ただし、内部統制に関する事項は総務部と共管する事。
- (3) コンピュータの運営、管理に関する事。
- (4) 相互救済事業の委託契約に関する事。
- (5) 共済事故の調査及び災害共済金の査定（それぞれ地区事務局の所管に属するものを除く。）に関する事。ただし、内部統制に関する事項は総務部と共管する事。
- (6) 共済委託契約及び共済事故に関する書類の整理保管に関する事。ただし、内部統制に関する事項は総務部と共管する事。
- (7) 第4号から前号までに掲げるもののほか相互救済業務に関する事。
- (8) 防災に係る調査研究及び普及啓発事業に関する事。
- (9) 自動車損害賠償責任保険の代理店業務の連絡指導に関する事。
- (10) 道路賠償責任保険業務に関する事。
- (11) 防災専門図書館事業に関する事。

地区事務局

- (1) 本会の事業等に関する連絡調整に関する事。
- (2) 本会の事業の普及啓発に関する事。
- (3) 入会届、共済委託申込書その他の書類を受理及び所管部への送付に関する事。
- (4) 相互救済事業の委託契約の申込みの承認に関する事。
- (5) 共済基金分担金、その他の収納金を収納及び所管部への送付に関する事。
- (6) 共済事故発生の場合における所管部への速報、応急措置及び損害調査に関する事。
- (7) 災害共済金の査定に関する事。

- (8) 災害共済金支払に関する意見書の作成に関すること。
- (9) 消防・防災施設整備事業等資金融資事業に係る融資金額の査定に関すること。
- (10) 自動車損害賠償保障法による代理店業務の実施に関すること。
- (11) 道路賠償責任保険の申込手続に関すること。
- (12) 保有金及び所管財産の保管管理に関すること。
- (13) 物品を購入し、経費の支出及びこれらに伴う契約の締結（配付予算の範囲内に限る。）に関すること。
- (14) 出張所に関すること。

別表第2（第2条関係）

地区事務局の名称	位置	所管区域
北海道地区事務局	札幌市	北海道
東北地区事務局	仙台市	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県
関東地区事務局	東京都 千代田区	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県
北信地区事務局	金沢市	新潟県、富山県、石川県、福井県及び長野県
東海地区事務局	名古屋市	岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県
近畿地区事務局	大阪市	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県
中国地区事務局	広島市	鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県
四国地区事務局	高松市	徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
九州地区事務局	福岡市	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県